

市町村障害福祉計画(第4期計画)記載項目

※国の基本指針(H26.5.15付け厚生労働省告示)に基づく。

事項	内容	位置づけ
市町村障害福祉計画の基本理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠, 趣旨, 基本的理念, 目的及び特色等	望ましい
障害福祉サービス, 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(成果目標)	①施設入所者の地域生活への移行 ・平成29年度末までに, 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行 ・平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減	必須
	②地域生活支援拠点等の整備(新規) ・平成29年度末までに, 各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備	
	③福祉施設の利用者の一般就労への移行等(整理・拡充) ・平成29年度末における一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上 ・平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加 ・事業所ごとの就労移行率について, 就労移行支援事業所のうち, 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	
各年度における指定障害福祉サービス, 指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込みの確保のための方策	平成29年度までの指定障害福祉サービス, 指定地域相談支援, 指定計画相談支援, 障害児入所支援, 障害児通所支援の実施に関する考え方及び必要な量の見込み(活動指標)	必須
	上記の必要な見込みの確保のための方策	努める
	地域生活支援拠点等の整備の方策(新規) 指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策(新規)	
市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	成果目標の達成に質するよう下記を記載	必須
	実施する事業の内容	
	各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み	
	各年度の見込み量の確保のための方策	
指定障害福祉サービス, 指定地域相談支援または指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関, 教育機関, 公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項		努める
市町村障害福祉計画の期間		望ましい
市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価(新規)	P D C A サイクルに基づき, 計画の進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行う。	望ましい
	成果目標: 年に1回以上	
	活動指標: 年に1回以上(より頻回に行うことが望ましい)	